大分大学授業料免除選考細則

平成２８年８月１日　全部改正
平成２８年細則第２４号

大分大学授業料免除選考細則（平成２１年細則第２７号）の全部を改正する。

（趣旨）
第１条　この細則は，大分大学授業料免除等及び寄宿料免除取扱規程（平成１６年規程第９２号。以下「規程」という。）第９条の規定により，授業料の免除に係る選考に関し必要な事項を定める。

（選考の対象としない者）
第２条　留年している者又は修業年限を超えた者は，病気，留学等やむを得ない事情があると認められる場合を除き，選考の対象としない。

（学年の取扱い）
第３条　病気，留学等特別な事情により休学した者の学年の取扱いは，実質学年による。

（家計状況）
第４条　授業料の納付が困難であることの認定は，次の各号により行うものとする。この場合において，申請者の授業料相当額は，特別控除の対象としないものとする。
（１）　申請者の属する世帯の総所得金額が，授業料免除の取扱いについて（平成１５年２月２６日付け１４文科高第７８３号文部科学省高等教育局長通知）において定める収入基準額（以下「収入基準額」という。）以下であるとき，授業料の納付が困難であると認めるものとする。
（２）　次に該当する者は，独立生計者と認定し，申請者（配偶者があるときは，配偶者を含む。）の１年間の総所得金額で算定する。
ア　所得税法（昭和２２年法律第２７号）上，父母等の扶養親族でない者
イ　父母等と別居している者
ウ　申請者（配偶者があるときは，配偶者を含む。）に収入があり，かつ，その収入について所得申告がなされ，所得証明書が発行される者
（３）　次のいずれかに該当する者であって多額の支出を要する特別な事情があると認められるものは，当該者の１年間の総所得金額が収入基準額を超える場合であっても，収入基準額を超える額が収入基準額の１０パーセント以下であるときに限り，授業料の納付が困難であると認めるものとする。
ア　申請者が障害者である者
イ　申請者の属する世帯に長期療養者又は障害者がいる者

（学業成績）
第５条　入学した年の申請に係る学業成績優秀であることの認定は，次の各号により行う。
（１）　学部１年次に在学する者については，次のいずれかに該当する者を学業成績優秀な者とする。
ア　高等学校等の評定平均値が３．５以上であること。
イ　入学試験の成績が上位２分の１以上であること。
ウ　高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
エ　申請者が作成し，かつ，提出した学修計画書において，学修の意欲又は目的，人生設計等が確認できること。
（２）　編入学した年に在学する者については，次のいずれにも該当しない者を学業成績優秀な者とする。
ア　編入学の前に在学していた大学等（以下「編入前大学等」という。）において，修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。

イ　編入前大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては，履修科目の単位時間数。以下同じ。）の合計数が標準単位数の５割以下であること。

ウ　編入前大学等における履修科目の授業への出席率が５割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

エ　編入前大学等において，次に掲げる事項に係る警告を連続して受けた者

（ア）　修得した単位数の合計数が標準単位数の６割以下であること（イに掲げる基準に該当するものを除く。）。

（イ）　成績指標値（以下「ＧＰＡ」という。）等が学部等における下位４分の１の範囲に属すること。

（ウ）　履修科目の授業への出席率が８割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（ウに掲げる基準に該当するものを除く。）。

（３）　修士課程１年次，博士前期課程１年次又は専門職学位課程１年次に在学する者については，出身大学における学業成績に基づき，別表の別式１又は別式２の項の計算式により算出する学業成績の平均値が２．０以上の者とする。

（４）　博士課程又は博士後期課程１年次に在学する者については，指導教員が学業成績優秀と認める者とする。

２　入学した年の翌年以降の申請に係る学業成績優秀であることの認定は，次の各号により行う。

（１）　学部に在学する２年次以上の学生については，次のいずれかに該当すること。

ア　学部等における学業成績について，申請期の前年度までの累積習得単位のＧＰＡ等が上位２分の１以上であること。この場合において，各学部の定めるＧＰＡ等の母集団は，次のとおりとする。

学部		母集団
教育学部		学年
経済学部	総合経済学科	学年
	経済学科 経営システム学科 地域システム学科 社会イノベーション学科	学年又は学科・学年
医学部	医学科 看護学科	学科・学年
	先進医療科学科	学科・学年又はコース・学年
理工学部	理工学科	学年又はプログラム・学年
	創生工学科 共創理工学科	学年，学科・学年又はコース・学年
福祉健康科学部		コース・学年

イ　修得単位数が次条に規定する標準修得単位数以上であること。

ウ　申請者が作成し，かつ，提出した学修計画書において，学修の意欲又は目的，人生設計等が確認できること。

（２）　大学院に在学する２年次以上の学生については，別表の別式１又は別式２の項の計算式により算出する学業成績の平均値が２．２以上の者とする。ただし，２年次以上に在学する者は１年次において１５単位以上修得しているものとする。

（３）　博士課程又は博士後期課程に在学する者については，指導教員が学業成績優秀と認める者とする。

３　前二項に該当しない者の学業成績については，委員会において審議の上，別に定める方法により決定するものとする。

（標準修得単位数）

第６条　前条第２項第１号イに規定する標準修得単位数は，次のとおりとする。

学　　部	２年次	３年次	４年次	５年次	６年次	備考
教育学部	３１単位	６２単位	９３単位			

経済学部		３１単位	６２単位	９３単位			平成２９年度以降の入学者
		３２単位	６４単位	９６単位			平成２８年度以前の入学者
医学部	医学科	２５単位	５８単位	１１２単位	１４５単位	１４５単位	令和２年度以降の入学者
		２５単位	５７単位	１１１単位	１４５単位	１４５単位	平成２９年度から令和元年度までの入学者
		３０単位	６３単位	１１５単位	１４８単位	１４８単位	平成２８年度の入学者
		３１単位	６１単位	９２単位	１３５単位	１３５単位	平成２４年度から平成２７年度までの入学者
	看護学科	３１単位	６３単位	９４単位			令和４年度以降の入学者
		３１単位	６２単位	９３単位			令和３年度以前の入学者
	先進医療科学科	３１単位	６２単位	９３単位			
理工学部	創生工学科機械コース	３３単位	６６単位	９９単位			
	創生工学科電気電子コース	３２．５単位	６５単位	９７．５単位			
	創生工学科福祉メカトロニクスコース	３２単位	６４単位	９６単位			
	創生工学科建築学コース	３２．５単位	６５単位	９７．５単位			
	共創理工学科数理科学コース	３１単位	６２単位	９３単位			
	共創理工学科知能情報システムコース	３２単位	６４単位	９６単位			
	共創理工学科自然科学コース	３１単位	６２単位	９３単位			
	共創理工学科応用化学コース	３２単位	６４単位	９６単位			
	理工学科数理科学プログラム	３１単位	６２単位	９３単位			
	理工学科知能情報システムプログラム	３１単位	６２単位	９３単位			
	理工学科物理学連携プログラム	３１単位	６２単位	９３単位			
	理工学科電気エネルギー・電子工学プログラム	３１単位	６２単位	９３単位			
	理工学科機械工学プログラム	３１単位	６２単位	９３単位			

	理工学科知能機械システムプログラム	３１単位	６２単位	９３単位			
	理工学科生命・物質化学プログラム	３１単位	６２単位	９３単位			
	理工学科地域環境科学プログラム	３１単位	６２単位	９３単位			
	理工学科建築学プログラム	３１．５単位	６３単位	９４．５単位			
	理工学科ＤＸ人材育成基盤プログラム	３１単位	６２単位	９３単位			
福祉健康科学部	理学療法コース	３３単位	６６単位	９８単位			
	社会福祉実践コース	３１単位	６２単位	９３単位			
	心理学コース	３１単位	６２単位	９３単位			

（申請書類）

第７条　規程第２条第１項第１号に規定する申請に係る関係書類は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　授業料免除願（所定様式）

（２）　家庭調書（所定様式）

（３）　所得証明書（所定様式）

（４）　源泉徴収票

給与所得者（年金及び恩給を含む。）を対象とし，勤務年数が１年未満の者は，１か月の給与証明書

（５）　確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）

商業，工業，林業及び水産業所得者を対象とする。

（６）　農業所得証明書（所定様式）又は農業所得の確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）

農業所得者を対象とする。

（７）　その他各申告書等の写し

その他の職業による所得者及び雑所得者を対象とする。

（８）　被災証明書

１年以内に災害を受けた者を対象とする。

（９）　長期療養証明書又は障害者手帳の写し

長期療養者又は障害者のいる世帯を対象とする。

（１０）　独立生計申立書及び健康保険証の写し

独立生計者を対象とする。

（１１）　その他参考となる証明書

２　第４条第３号及び第５条第３号の規定に係る申請を行う場合は，指導教員等の推薦所見を添付する。

（私費外国人留学生）

第８条　私費外国人留学生の免除の選考は，次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　選考の基準は，日本人学生と同様とする。

（２）　家計状況の認定は，次の書類により認定する。
ア　保証人（保護者等）からの資金の援助が得られない者は，大公使館若しくは領事館発行の証明書又は保証人及び本人連名による申立書
イ　本国から送金を受けている者は，送金（月額，年額等）を証明する書類（送金通知書等）
ウ　預金通帳のコピー又は預金残高証明書
エ　独立生計申立書（私費外国人留学生用）
（３）　世帯人数及び所得金額の認定は，本人及び日本国に居住し本人と生計を一にしている者のみ取り扱う。
（４）　学業成績優秀の認定は，原則として第５条の規定により行うものとする。
（５）　必要書類を期限後に提出した者の関係書類は，受け付けない。

（社会人選抜等による学生）
第９条　社会人選抜，帰国生徒選抜及び編入学試験により入学した学生が提出する申請書類については，第７条の規定を準用する。

（選考及び判定）
第１０条　授業料免除の選考及び判定は，第４条に規定する家計状況及び第５条に規定する学業成績優秀の認定基準の双方に該当する者を対象とする。

（雑則）
第１１条　この細則に定めるもののほか，授業料の免除に係る選考に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
１　この細則は，平成２９年４月１日から施行する。
２　この細則施行後，第４条の家計状況の収入基準については，当分の間，文部科学省通知（平成１５年２月２６日１４文科高第７８３号）を準用する。ただし，申請者の奨学金は総所得金額に含まないこととする。
３　再チャレンジ支援プログラムに該当する学生は，第４条第２号及び第５条にかかわらず，大分大学再チャレンジ支援プログラム経費における授業料免除選考細則（平成２１年細則第２８号）のとおりとする。
４　この細則施行後，医学部における平成１５年度以前の入学者を授業料免除の選考対象として学業成績優秀の認定を行う場合は，第５条第２号アの規定にかかわらず，次の計算式により学業成績の平均値を算定する。

$$\text{平均値} = \frac{(\text{優の単位数} \times 5) + (\text{良の単位数} \times 3) + (\text{可の単位数} \times 2)}{\text{総修得単位数}}$$

（小数第２位を四捨五入）

附　則（平成２８年細則第２５号）
この細則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年細則第１９号）
この細則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年細則第２８号）
この細則は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年細則第２６号）
この細則は，令和２年８月２４日から施行する。

附　則（令和２年細則第３０号）

１　この細則は，令和２年１１月３０日から施行し，改正後の大分大学授業料免除選考細則の規定は，同年４月１日から適用する。

２　令和２年４月１日からこの細則の施行日までに行われた授業料の免除に係る手続は，この細則による改正後の大分大学授業料免除選考細則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附　則（令和３年細則第８号）

この細則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年細則第１７号）

この細則は，令和３年７月１６日から施行する。

附　則（令和４年細則第３３号）

この細則は，令和４年１１月２２日から施行する。

附　則（令和５年細則第４号）

この細則は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年細則第２２号）

この細則は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年細則第１号）

この細則は，令和６年２月２７日から施行する。

附　則（令和６年細則第２号）

この細則は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年細則第２４号）

この細則は，令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

別式１	平均値＝$\dfrac{（優の単位数×３）＋（良の単位数×２）＋（可の単位数×１）}{総修得単位数}$ （小数第２位を四捨五入）
別式２	平均値＝$\dfrac{（Ｓの単位数×５）＋（Ａの単位数×４）＋（Ｂの単位数×３）＋（Ｃの単位数×２）}{総修得単位数}$ （小数第２位を四捨五入）